

事 務 連 絡
2020年8月28日

各 地 区 港 運 協 会 御 中

一般社団法人 日本港運協会

外航貨物船における新型コロナウイルス感染症に係る
検疫通報等の適切な対応の徹底について

標記につきまして、今般、別添のとおり出入国在留管理庁、厚生労働省、国土交通省の連名にて周知依頼並びに注意喚起がありました。

本件については、韓国・釜山港でのロシア船籍の船員から新型コロナウイルス感染症の確認に関連し、弊信2020年6月25日付事務連絡（外航貨物船の荷役における新型コロナウイルス感染症への感染の防止に必要な対応の徹底について）において、感染対策の徹底をお願いしたところであります。

このような事態に陥った要因として、検疫当局への適切な通報がなかったこと、船員等の上陸管理が適切でなかったこと、港湾労働者の感染防止対策が不十分であったこと等が指摘されております。

このため、我が国港湾においても同様の事態が生じぬよう、「検疫当局への速やかな通報」、「船員等の上陸の管理」、「外航貨物船の船内荷役時の感染防止のための推奨事項」、「感染拡大予防ガイドライン」を踏まえた感染防止対策の徹底が重要です。

つきましては、お手数をおかけ致しますが、貴会会員事業者はこの旨ご周知下さるようお願い申し上げます。

(写) 特別会員